

## 阪南市介護保険サービス事業者等に対する調査及び指導実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、阪南市（以下「本市」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会（以下「調査」という。）及びこれに基づく指導（以下「指導」という。）の措置として、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う保険給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する調査及び指導についての基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 調査及び指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護

サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）、指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関

する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成12年厚生省告示第22号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（調査の形態）

第3条 市長は、原則、書面調査及び実地調査の形態により調査を行なうものとする。

- (1) 書面調査は、調査対象となるサービス事業者等に対し、必要な調査内容に応じ、関係書類等を提出することにより行う。
- (2) 実地調査は、調査対象となるサービス事業者等に対し、必要な調査内容に応じ、事業所に立入り行う。

（調査対象の選定）

第4条 調査は、サービス事業者等に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に選定して実施するものとする。

- (1) 利用者若しくはその家族等又はサービス事業者等からの通報、苦情、相談等に関して必要があるとき。
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）又は地域包括支援センター等に寄せられる苦情に関して必要があるとき。
- (3) 都道府県、他市町村及び連合会からの通報情報に関して必要があ

るとき。

- (4) 介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求に関して必要があるとき。
- (5) 法第76条の2第5項、第77条第2項、第83条の2第5項、第84条第2項、第91条の2第5項、第92条第2項、第100条第3項、第103条第5項、第104条第2項、第113条の2第5項、第114条第2項、第115条の8第5項及び第115条の9第2項に基づく都道府県知事への通知を行う上で必要があるとき。
- (6) 都道府県又は他市町村がサービス事業者等の指導又は監査を実施するに当たり協力を求めたとき。
- (7) 連合会がサービス事業者等に指導を実施するに当たり協力を求めたとき。
- (8) その他、市長が必要と認めるとき。

(調査方法等)

第5条 調査は、次の各号に掲げる調査の形態に応じて、それぞれ当該各号に定める実施方法等により行うものとする。

(1) 書面調査

市長は、書面調査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ調査の根拠規定を示し、書面調査関係資料を提出するよう事前に文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 実地調査

ア 市長は、実地調査の調査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(ア) 実地調査の根拠規定及び目的

(イ) 実地調査の日時及び場所

- (ウ) 調査担当者
- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等

イ 実地調査は、別に定める実地調査に関するマニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

ウ 実地調査の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行う。

エ 市長は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求める。

(指導の形態)

第6条 市長は、集団指導及び実地指導の形態により指導を行うものとする。

(1) 集団指導は、指導対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習会形式により行う。

(2) 実地指導は、次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 本市が単独で実施するもの（以下「一般指導」という。）

イ 本市が厚生労働省、都道府県又は他市町村と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

(指導対象の選定)

第7条 指導は、全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、一定の計画に基づいて指導の対象（以下「指導対象」という。）を選定して実施する。

2 指導対象は、次の各号に掲げる指導の形態に応じて、それぞれ当該各号に定める選定基準により選定する。

(1) 集団指導の選定基準

原則、本市に指定監督権限のあるサービス事業者等に対し、介護

給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導の選定基準

(7) 毎年度、厚生労働省が示す指導重点事項等に基づき、サービス事業者等を選定する。

(4) 第5条に規定する調査の結果、介護報酬の請求が不当なものであることが判明した場合において、当該介護報酬の請求を補正することが見込まれるサービス事業者等を選定する。

(5) その他、市長が特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を選定する。

イ 合同指導の選定基準

合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(指導方法等)

第8条 指導は、次の各号に掲げる指導の形態に応じて、それぞれ当該各号に定める実施方法等により行う。

(1) 集団指導

ア 市長は、集団指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

ウ 集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等の必要な情報提供を行う。

(2) 実地指導

ア 市長は、実地指導の指導対象となるサービス事業者等を決定し

たときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 実地指導は、別に定める実地指導に関するマニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

ウ 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた事項（以下「改善事項」という。）には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

エ 市長は、当該サービス事業者等に対して、改善事項が見受けられた場合には、提出期限を定め、文書により改善状況の報告を求めるものとする。

オ 実地指導の結果、介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合は、当該サービス事業者等に対し、当該事例の他当該サービス事業者等が提供を行ったすべての事例（ただし、実地指導の実施日においては、介護報酬の返還請求に関し、消滅時効の期限が到来しているものを除く。なお、当該サービス事業者等が任意で消滅時効期限の到来分を対象とすることを妨げるものではない。）に関して、自主的に点検（以下「自主点検」という。）させるとともに、自主点検の結果過誤が確認されたときは、当該過誤に係る介護給付費等の調整を行うよう指導するものとする。

（監査への変更）

第9条 市長は、実地調査又は実地指導の実施中に、次に掲げる事項を確認したときは、実地調査又は実地指導を中止し、直ちに監査を実

施することができるものとする。

- (1) 重大な指定等の基準違反の事実が確認された場合若しくは疑われる場合
- (2) 利用者に対して虐待を行ったと判断される場合又は若しくは疑われる場合
- (3) 介護給付費の算定及び請求に関する過誤が確認され、その内容が不正若しくは著しく不当なものであると認められる場合又は疑われる場合
- (4) その他市長が必要と認める場合  
(関係機関との連携等)

第10条 市長は、調査及び指導の実施並びに指導後の措置等に際し、必要に応じ関係行政機関との連携を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。  
(阪南市介護サービス事業者等に対する調査及び指導実施要綱の廃止)
- 2 阪南市介護サービス事業者等に対する調査及び指導実施要綱(平成19年阪南市公告第1号)は廃止する。

附 則(平成21年5月1日公告第7号)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。